

令和 7 年度

事業計画

(1) 基本理念	1 ページ
(2) 基本目標	1 ページ
(3) 令和 7 年度基本方針	2 ページ
(4) 重点目標	2 ページ
(5) 社会福祉事業	4 ページ
(6) 公益事業	14 ページ



社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会



【基本理念】

～ともに支え合い 安心して暮らせる福祉のまちづくり～

地域の中で生涯にわたって自立し、安心して生活できる社会を実現していくことはすべての人の願いです。そのためには、一人ひとりが日頃から人と人との絆を大切にしながら、互いに支え合い、助け合っていくことが大切です。

こうした地域社会をつくるためにもお互いを尊重し合い、住民の皆さまの理解と参加を得ながら、地域にある様々な課題を解決することにより、すべての住民にとって住みよいまちづくりを推進していきます。

本会におきましても、宮崎市の「第四次宮崎市地域福祉計画」と一体となり策定した本会の「第六次宮崎市地域福祉活動計画（平成31年度～令和7年度）」に基づき、地域共生社会※の実現を目指します。

【基本目標】

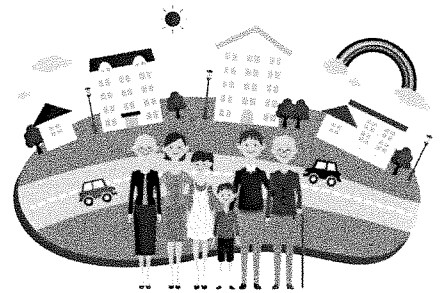
基本理念である「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のため、「ともに支え合う人・地域づくり」「安心して暮らせるまちづくり」「福祉の困り事を解決するしくみづくり」を基本目標とし、それぞれの目標達成のために施策展開項目を掲げ各種事業、活動に積極的に取り組んでまいります。

〔基本目標〕「第四次宮崎市地域福祉計画」「第六次宮崎市地域福祉活動計画」より

- ① とともに支え合う人・地域づくり
- ② 安心して暮らせるまちづくり
- ③ 福祉の困り事を解決するしくみづくり

〔施策展開項目〕

- ① とともに支え合う人・地域づくり
 - (1) 福祉教育、意識啓発
 - (2) 人材育成、担い手づくり
 - (3) 地域活動の参加推進
 - (4) 交流の場や居場所づくり
 - (5) 地域福祉を推進する活動への支援
- ② 安心して暮らせるまちづくり
 - (1) 子どもや子育て世代にやさしい環境づくり



※ 地域共生社会・・・社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

- (2) 障がい者にやさしい環境づくり
- (3) 高齢者にやさしい環境づくり
- (4) 健康に暮らせるまちづくり
- (5) 災害時に助け合えるまちづくり
- (6) 生活困窮者を支える環境づくり
- (7) 権利と暮らしが守られるまちづくり

③ 福祉の困りごとを解決するしくみづくり

- (1) 包括的な相談・支援体制の整備
- (2) 生活支援の体制づくり
- (3) 地域の課題を解決するための財源確保

【令和7年度 基本方針】

少子高齢化や現役世代の人口減少が進展するなか、引きこもりなどの社会的孤立、介護、子育てなどの様々な福祉課題に対して、地域住民や自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等の関係団体、関係機関と協力し、地域共生社会の実現に向けて、お互いに支え合う地域福祉づくりに努めます。

さらに、コロナ禍の影響による人と人とのつながりの希薄化が、今でもなお社会的孤立や生活困窮者の増加等に拍車をかけ、個人や世帯が抱える地域生活課題を深刻化させています。

このような中、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが地域や住民同士のつながりを実感できるような社会の実現に向けて改めて取り組んでいくことが求められております。

そこで、「第六次宮崎市地域福祉活動計画」が本年度で期間満了となるにあたり、現計画と同様に行政とのパートナーシップの構築が今後も重要となってくることから、宮崎市が新たに策定する「第五次宮崎市地域福祉計画」との整合性を図りながら「第七次宮崎市地域福祉活動計画」を策定し、さらなる地域共生社会の実現を目指します。

【重点目標】

○地域福祉活動の推進（地域に根差した支援体制の推進）

多様化・深刻化した福祉課題の解決に向け、各地区の自治会や民生委員児童委員協議会及び地区社会福祉協議会等の地域関係者や福祉関係団体等との連携を密にしながら、引き続き地域内における様々な世代のボランティアの養成や、ふれあいサロンをはじめとする地域福祉活動の活性化に取り組みます。

また、高齢者、障がい者をはじめ様々な方々が抱える生活課題を地域住民、関係機関等多様な人々と共有し、各地域で困りごとの早期発見や解決への取り組みを行う地域住民を主体とした生活支援体制の組織化を積極的に推進してまいります。

○災害に強い地域づくりの推進

大規模な災害発生時に地域の自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア、行政、関係機関等が連携し、迅速かつ的確な復旧・復興支援活動に取り組むため、「宮崎市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」をもとに、地域の関係団体等と連携した実践的な訓練を通して運営スタッフの養成を行い、災害に強いまちづくりを目指し、地域内の防災力・受援力を高めていきます。

また、これまでの関係機関及び企業等との協定に基づく連携強化に加え、新たな企業等との協定や連携体制を模索し、より一層の災害時復旧・復興支援体制の強化に努めてまいります。

さらに、災害等における本会の安否確認・参集体制や業務執行体制、平時における備え等について定めることを目的に平成30年度に策定した「災害時初動対応と事業継続計画及び災害時受援計画」について、各種制度の改正等を踏まえた形での見直しを行います。

○法人基盤の強化

法人運営の基盤となる人材確保及び職員育成のため、社会福祉協議会職員としての職務や業務内容に応じた研修（初任・階層別研修、ハラスメント研修等）を年次的に実施するとともに、職員一人ひとりが責任と自覚を持ち自己研鑽に努める体制づくりを進め、常に課題意識を持って自ら考え、率先して行動できる職員の養成に努めます。

また、自治体財政の緊縮による委託費・補助費の削減に加え、自主財源の確保・拡充も今後ますます厳しくなることが予想されるため、財源確保について積極的に検討を重ね、安定的な法人運営が継続できるよう財政の健全化に取り組みます。

さらに、昨年度に引き続き人事・労務管理等の一体的なシステムを本格的に導入し、生産性の向上や事務の効率化・省力化（業務のD X化の推進）を図ります。

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
法人 運営 事業	法人 運営 事業	348,948 (334,623)	1 組織基盤の強化 ・人材確保及び育成のための方針の策定と研修体系の確立 ・職員の資格取得支援の充実 ・衛生委員会の開催や産業医による健康相談の実施 ・職員を対象としたストレスチェックの実施 ・専門家との連携による適切な労務管理 ・専門職の横断的な連携・協働を図るための環境整備 ・労務管理等の一体的なシステム活用による業務の生産性向上や事務の効率化・省力化（D X化の推進） 2 財政基盤の強化 ・指定管理や市委託事業の継続的受託による収益確保 ・コスト意識の徹底や経費節減等による収益向上 ・各事業の見直しによるスクラップ＆ビルドの検討 3 本所事務局の運営 【市補助】 132,843 4 活動資金の助成 【市補助】 944 福祉団体に対し事業活動費の助成を行う（7団体） 5 無縁仏慰霊祭 【市補助】 60 かつて宮崎市に在住し、何らかの事情により、身寄りもなく亡くなられた方や亡くなった後に縁者が絶えた方など、「宮崎みたま園」に埋葬された985柱の無縁仏を関係者参列のもと供養する。 6 社協だよりの発行 11,090 市社協の事業や福祉に関する情報提供等を目的として、市公共施設等での配布や自治会ご協力のもと、自治会加入世帯へ配付を行う。 ・各種福祉情報の発信および寄付者等の紹介 ・市社協事業の啓発及び行事等案内 ・共同募金活動の周知及び報告 ・年4回発行（4月、7月、10月、1月） ・1回あたりの発行部数（100,000部） ※自治会加入全世帯配布 7 ホームページ等の運用 140 ホームページやSNSを活用し、福祉情報提供や社協事業の周知を行う。 ・行事、イベント、各種募集の案内等 ・広報活動～新着情報等の充実 ・インスタグラム・ライン等のアプリの活用 8 宮崎市社会福祉大会の開催 【市補助】 200 【共募】 290 市民と社会福祉事業関係者が一堂に会し、社会福祉の発展に功績のあった方々の顕彰を行うと共に、社会福祉の一層の充実を図ることを目的として、宮崎市と共催で開催する。



サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
法人運営事業	法人運営事業		9 宮崎市災害ボランティアセンター本部の体制強化 本会が運営主体となり被災地支援活動を迅速に行うため、関係機関・団体との連携・協働により支援体制の充実を図る。 ・災害ボランティアセンター本部設置・運営訓練の実施 令和7年6月予定 ・災害ボランティアセンター支部（サテライト）訓練支援 ・関係機関・団体等との災害時支援に関する検討会の実施 ・災害備品の管理整備 10 第七次地域福祉活動計画の策定 本会が本市の地域福祉を推進するための具体的な行動指針である第七次地域福祉活動計画（令和8年度～12年度）を策定します。
運営事務局 86,597 (83,840)	運営事務局 【市補助】 68,524	86,597 (83,840)	各支所の運営 各支所職員の人件費及び事務経費 【市補助】 68,524
巡回運営バス事業 13,753 (14,410)	巡回運営バス事業 【市補助】 7,748 【寄付金】 950 【共募】 500	13,753 (14,410)	巡回バス運営事業 （佐土原・田野・清武） 地域福祉の拠点である福祉センター等と各地域内を往復し、施設内の健康増進や介護予防機能を地域住民に提供する。 また、福祉関係団体の研修会やレクリエーション等への参加促進を図るため運行する。 ・高齢者や障がい者の外出・交流を支援 ・福祉センター利用促進
地域福祉推進事業 69,810 (67,175)	地区社協活動推進事業 【市補助】 55,249 【寄付金】 1,819 【共募】 3,489	62,555 (57,669)	地域福祉活動への支援 複雑、多様化する地域福祉の課題解決のために住民参加による地域福祉活動を各地区に普及させる。 （１）地区社協活動の支援及び各支所での実践 地域福祉推進の中核となる地区社協（19地区）の活動を支援すると共に、各支所にて地域福祉活動を推進する。 ・地域ごとの課題の抽出及び解決策の検討 ・見守りボランティアの確保 ・地域福祉推進研修の実施 ・地域まちづくり推進委員会等の関係団体との連携・協働 ・地区社協会長連絡会の実施 （２）生活支援体制構築の支援 各地域における生活支援の体制づくりを支援する。 ・生活支援活動への支援 ・生活支援体制づくりへの支援

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項													
地域福祉推進事業	地区社協活動推進事業		(3) 見守りネットワーク活動 見守りが必要な一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の状況を把握し、自治会長、民生委員・児童委員・福祉協力員が情報を共有し、関係機関等と連携しながら支援活動を行う。 - 福祉協力員等の見守りボランティアの確保及び見守り活動の推進 - 見守りネットワーク活動の手引き作成の検討 - 小地域単位の情報交換会開催の推進 (4) 災害時支援体制の構築 災害時に支援が必要な人の情報を共有することで、地域の支え合いによる支援体制づくりを推進する。 また、災害ボランティアセンター本部及び支部を設置した際の被災地支援が円滑に実施できる体制を構築する。 - 災害時要配慮者の情報共有 - 災害ボランティアセンター支部（サテライト）の体制整備 - 関係機関・団体との連携													
	見守りネット台帳整備事業 【市補助】 1,000	2,400 (2,304)	見守りネット台帳整備事業 見守りネットワーク活動を推進するため、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、民生委員・児童委員が把握している見守りや支援が必要な人たちの情報を見守りネット台帳システムにて管理し、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会長等と情報を共有し、見守り等の支援につなげる。 - 緊急連絡カードの活用 - 見守りネット台帳の整備促進 - 見守りネット台帳（登録内容）の随時更新 - 見守りネット台帳システムの見直し等の検討													
	総合福祉相談事業 【市補助】 977 【共募】 87	1,230 (1,230)	ふくし・法律相談事業 福祉や日常生活上の悩み事の相談を受けるとともに専門相談として法律相談（弁護士）を実施する。 - 相談体制の整備と充実 - 相談窓口の周知 - 他相談機関との連携及び情報交換 - 地区社協との連携及び情報交換 - 法律相談の実施 相談  <table><tr><th>会場</th><th>法律相談日程</th></tr><tr><td rowspan="2">本所</td><td>第1（金）偶数月</td></tr><tr><td>第3（木） 毎月</td></tr><tr><td>佐土原</td><td>第4（木） 毎月</td></tr><tr><td>田野</td><td>第2（木）偶数月</td></tr><tr><td>高岡</td><td>第2（木）奇数月</td></tr><tr><td>清武</td><td>第1（木）奇数月</td></tr></table>	会場	法律相談日程	本所	第1（金）偶数月	第3（木） 毎月	佐土原	第4（木） 毎月	田野	第2（木）偶数月	高岡	第2（木）奇数月	清武	第1（木）奇数月
	会場	法律相談日程														
本所	第1（金）偶数月															
	第3（木） 毎月															
佐土原	第4（木） 毎月															
田野	第2（木）偶数月															
高岡	第2（木）奇数月															
清武	第1（木）奇数月															
ふれあい会食事業 【市補助】 3,000	3,625 (3,972)	ふれあい会食事業 在宅で生活する閉じこもりがちな高齢者等が、会食を通して介護予防を目的とした交流を行い、地域住民の仲間づくりを促進し、高齢者等の生きがい推進を図る。 														

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
共同募金助成金事業	地域福祉事業	7,498 (8,433)	地域福祉事業 共同募金助成金を有効活用し、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉並びにボランティア活動等について、事業の実施や団体への助成を行う。 (1) 高齢者福祉活動 555 ・ 給食サービス、介護予防活動等への支援 (2) 障がい児・者福祉活動 116 ・ 障がい児・者のスポーツ大会等の支援 (3) 児童・青少年福祉活動 843 ・ 福祉教育を推進する活動等の支援 (4) ボランティア活動育成事業 500 ・ ボランティア団体が取り組む事業等への支援 (5) 地域福祉推進事業 4,131 ・ 制服リユースマッチング事業 633 不要となった市立中学校・県立高校の制服を必要な家庭に譲り合うことにより、子育て世帯の孤立防止や経済的支援を行う。 ・ 健康ふくしまつり等（開催予定日） 佐土原 10月26日（日） 田野 11月16日（日） 高岡 11月15日（土） 清武 11月29日（土）  (6) みやざき赤い糸プロジェクト事業 244 地域と連携して新たな男女の出会いの場を提供することにより、地域創生の課題である少子化（人口減少）解決への一助、さらには地域活性化につなげる。 ・ アドバイザーの委嘱 ・ 赤い糸プロジェクト会議の開催（年3回） ・ 福祉をテーマとした交流イベントの開催（年1回） ・ 成婚祝金等の贈呈
	7,498 (8,433)	【共 募】 7,334	



サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
ボランティア事業 5,859 (5,530)	ボランティア活動事業 【市補助】 1,332 【県社協補助】 2,689 【共募】 1,698	5,859 (5,530)	1 ボランティアセンター事業 市民がボランティアに関心を持ち、気軽にボランティア活動に参加できるようボランティア意識の啓発を行うとともに、ニーズに対応できるボランティアの育成及び継続的な活動を支援する。 (1) ボランティア活動の啓発・育成 ・ボランティア情報の発信及び意識の啓発 ・ボランティアの育成 ・SNSによる情報発信 (2) ボランティア支援の充実 ・ボランティア活動等への支援 ・ボランティアセンターの機能拡充 ・ボランティア応援★フェスティバル2025の実施 ・福祉施設活動ボランティアへの支援 (3) 小規模災害時の被災地支援 ・災害ボランティアによる被災地支援の充実 2 サロン活動活性化事業（ふれあいサロン活動の支援） 地域住民を対象に、閉じこもり防止や仲間づくりを目的に住民主体で行うふれあいサロン活動の推進を図る。 さらに、サロンコーディネーターをサロンの立ち上げや運営の支援に活用することで、サロン活動の継続、活性化を促す。 ・サロン立ち上げ支援の強化 ・新規サロンへの助成 ・サロンコーディネーターの活用 ・地区社協等の地域組織への情報提供
生活支援事業 10,441 (10,646)	住民参加福祉サービス 【寄付金】 20	3,295 (3,208)	住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいハートサービス） 在宅の高齢者・障がい者・産前産後の世帯等を対象に、家事や買い物等の日常生活の困り事を本会登録の協力会員により支援する。 ・事業内容の周知、広報 ・協力会員の養成（説明会） ・協力会員の確保及びスキルアップ ・関係機関との連携
	筋力向上トレーニング 【寄付金】 20	3,927 (3,806)	筋力向上トレーニング事業（本所・佐土原・清武） 高齢者や障がいのある方に対して、筋力向上トレーニングや自宅でもできる運動を指導し、運動機能の向上を目的とした介護予防活動等を行う。 ・筋力向上トレーニング事業（本所） ・筋力向上トレーニング事業（佐土原） ・筋力向上トレーニング事業（清武）

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
生活支援事業	利用者支援事業 (訪問)	2,740 (2,808)	利用者支援事業（訪問） （田野） 介護認定を受けている方や、専門的で継続的なサービスが必要とされる方に対し、自立した日常生活を送ることができるよう生活援助サービスを提供する。 ・ 関係機関、事業所、民生委員等との連携の強化 ・ 利用者情報及びニーズの把握
	利用者支援事業 (通所)	479 (824)	利用者支援事業（通所） （佐土原・清武） 介護保険サービス及び第1号通所事業を利用し、サービス担当者会議等で限度額や規定回数を超えたサービスの導入が必要と判断された方に対し、サービスを提供する。 ・ 関係機関、事業所、民生委員等との連携の強化 ・ 利用者情報及びニーズの把握 
たすけあい資金事業 1,467 (1,222)	たすけあい資金事業	1,467 (1,222)	たすけあい資金貸付事業 低所得世帯を対象として、緊急的かつ一時的な生活のつなぎ資金（限度額3万円）を貸付ける。 
訪問介護事業 19,455 (33,078)	訪問介護事業	19,455 (33,078)	訪問介護事業 （田野） 介護保険制度における要介護、要支援の認定を受けた方及び総合事業における事業対象の方に対し、心身の状況や環境等に応じて、居宅において日常生活が安全に送れるよう家事援助や身体介護等のサービスを提供する。 ・ 訪問介護計画の作成及び実施 ・ サービス向上のための職員のスキルアップ
通所介護事業 63,003 (68,757)	通所介護事業	63,003 (68,757)	通所介護事業 （佐土原、清武） 介護保険制度における要介護、要支援の認定を受けた方及び総合事業における事業対象の方に対し、日中生活の充実、家族の介護負担の軽減等を目的に、日帰り通所による入浴や食事サービス、レクリエーション、健康状態の確認等を行う。 ・ 通所介護計画の作成及び実施 ・ サービス向上のための職員のスキルアップ 

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
障がい児事業 24,285 (29,584)	児童発達支援事業	24,285 (29,584)	児童発達支援事業（つくし園） 発達に心配のある未就学児が保護者とともに通園しながら、生活リズムを整え、個別支援計画に基づき日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるような療育・保育を行う。 ○対象：児童福祉法に基づく通所受給者証のある未就学児 ○内容： ・子育て支援・相談 ・集団保育・親子分離保育 ・療育（言語療法、音楽療法、個別療育等） ・個人面談（個別支援計画の評価、改善） ・保育所・幼稚園・通園施設への移行支援 
生活介護事業 49,386 (57,763)	生活介護事業	49,386 (57,763)	生活介護事業（デイサービスセンターあゆみ） 生活の質の向上や身体機能の維持・向上を図ることを目的とし、自立した日常生活や社会生活を送れるよう入浴や食事等のサービスを提供するとともに、活動プログラム等の提供を行う。 ○対象：18歳以上65歳未満の、在宅で生活されている介護の必要な障がい者 ○活動内容：音楽療法、アロマ、ゲーム、読み聞かせ、リラクゼーション、各種行事等
生活福祉資金 生活福祉資金 57,955 (57,782)	生活福祉資金 生活福祉資金 【県社協受託】 43,756	43,756 (47,373)	生活福祉資金貸付事業 低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長、社会参加の促進等を図る。また関係機関との連携により、新型コロナウイルスに係る特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を行う。 ・貸付が必要な対象者への丁寧な相談支援 ・新型コロナウイルスに係る特例貸付の借受人への相談支援等 ・県社協との連携による運用 ・市社会福祉第一課及び市自立相談支援センターとの連携強化 ・償還指導の強化
生活福祉資金 生活福祉資金 14,199 (10,409)	支援と事業親世帯等 【県社協受託】 14,199 【寄付金】 2,000	14,199 (10,409)	ひとり親世帯等支援事業 経済的に厳しい世帯や、ひとり親世帯等に対し、子どもの学習支援や経済的支援を行い、子育て世帯の自立に向けた支援を行う。 ・学習支援事業（ボランティアによる学習塾と子ども食堂の実施） ・ラン♪ラン♪小学校入学応援事業（小学校へ入学する児童にランドセルを贈呈）

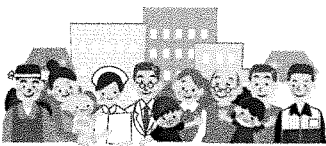
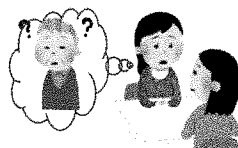
サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
日常生活 自立支援 事業 9,353 (10,453)	日常生活 自立支援 事業 【県社協受託】 8,009	9,353 (10,453)	日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービスの利用支援、金銭管理や書類の預かり、成年後見制度利用への移行支援等を行う。 ・ 利用者に寄り添った相談支援を行い、地域において安心して自立した生活を支援 ・ 運営体制の充実及びチェック体制の強化 ・ 生活支援専門員及び生活支援員のスキルアップ ・ 市関係各課、医療機関、その他関係機関との連携強化
講師 派遣 事業 700 (700)	講師 派遣 事業 【市受託】 700	700 (700)	講師派遣事業 学校や企業、団体等での高齢者疑似体験等の指導を行う講師の養成及び派遣を行う。また、視覚障がい者等による福祉講話の講師派遣の調整を行う。 ・ 学校、企業、団体等への周知・広報（社協だより、ホームページ等） ・ 登録講師の養成研修及びスキルアップ研修の実施
移動 支援 事業 4,234 (4,234)	移動 支援 事業 【市受託】 4,103	4,234 (4,234)	重度身体障がい者移動支援事業 一般の交通手段の利用が困難な在宅等の重度身体障がい者に対し、ボランティアによる移送サービスを提供し、社会参加や外出支援等、在宅福祉の向上を図るとともに、市民ボランティア活動の促進を図る。 ・ 事業内容の周知・広報（ホームページ等） ・ 新規ボランティアの確保 ・ 安全な移動支援に向けた登録ボランティア研修の実施
福祉 運バ ス 営 事 業 4,712 (4,548)	福祉 運バ ス 営 事 業 【市受託】 4,100	4,712 (4,548)	障がい者福祉バスの運行 外出が困難な在宅の障がい者の方等の閉じこもり防止を目的に、障がい者関係団体が実施する講習会、スポーツ、レクリエーション等に参加できるよう、車イスのまま乗降できるリフトを備えた福祉バスを運行する。 ・ 利用者の安全に配慮した福祉バスの運行 ・ 対象団体への周知・広報（ホームページ等）



サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
生活困窮者支援事業 33,817 (34,131)	生活困窮者支援事業 【市受託】 33,817	33,817 (34,131)	生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援センター“これから”) 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援体制を構築する。 - 生活困窮者からの相談に応じ、アセスメント及びプラン作成を実施 - 困窮者世帯の情報把握（アウトリーチ含む） - ひきこもり相談支援窓口（新設）との連携 - センターの周知強化 - 相談受付体制の強化（おでかけ相談室の実施） - ケース会議等の開催 - 地域福祉団体や困窮者支援団体等との協力体制の構築 - 市社会福祉第一課との連携強化 
障がい者総合サポートセンター事業 110,643 (110,992)	障がい者総合サポートセンター事業 【市受託】 68,737	110,643 (110,992)	障がい者総合サポートセンター事業 障がいのある方の地域における自立した生活を総合的に支援するための相談援助に加え、相談支援事業の基幹的役割として、虐待防止や指定相談支援事業所等の後方支援を行う。 （１）相談サポート - 福祉サービスの利用等の支援 - 社会生活力を高めるための支援 - 指定相談支援事業者等との連携および情報提供 - 住宅改修に関する支援 （２）地域生活サポート - 病院や福祉施設、保護施設、矯正施設等から地域生活への移行に向けた啓発及び支援 - 地域生活を支えるための体制整備、コーディネート - 地域の相談支援体制の強化 - 関係機関との連携 - 住宅入居等支援に関する支援 （３）安心生活サポート - 障がい者虐待防止のための啓発活動 - 虐待相談に関する受付、通報、届出の受理、支援、関係機関との連携、ネットワーク構築 - 医療、法律等の専門機関との連携 - 障がい者の権利擁護、成年後見制度の利用支援

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
			(4) 計画サポート ・ サービス等利用計画作成に関する相談・助言、指定相談支援事業所へ計画作成依頼、連携・調整 ・ 指定相談支援事業者（サービス提供事業所含む）研修の開催 (5) 宮崎市自立支援協議会への積極的な参加と協力 (6) 市障がい福祉課との連携強化 (7) 障がい者地域生活支援コーディネーターの配置 ・ 基幹相談支援センターの機能強化 （地域生活支援拠点としての機能を整備） ・ 宮崎市自立支援協議会との連携強化 

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
指定管理運営事業 176,906 (176,906)	総合福祉保健センター 運営事業 【指定管理】 87,604	87,604 (87,604)	宮崎市総合福祉保健センターの管理運営 高齢者・障がい者等の福祉推進、疾病予防や健康維持・増進を目的に、館内の機能を十分活用した安全で利用しやすい管理運営を行う。 ・理学療法士の指導・助言による体操や自主訓練の実施 ・スロープ付き障がい者用プールでの運動実施 ・障がい者用浴室での入浴支援(スロープ浴、機械浴) ・高齢者を対象とした浴室の管理運営 ・視聴覚室、研修室、和室、調理室等の貸出 ・車椅子の無料貸し出し 
	地域福祉センター 運営事業 【指定管理】 17,081	17,081 (17,081)	宮崎市佐土原地域福祉センターの管理運営 高齢者・障がい者等市民の福祉の増進をはじめ、福祉活動の推進や健康保持・増進等に関する事業を行い、市民が健康で生きがいを高め、安心して暮らせる環境を創り出していくことを目的として管理運営を行う。 ・各種講座、研修会等の実施 ・浴室の管理運営 ・会議室等の貸出 ・巡回バス利用者への活動場所の提供 ・各種ボランティアの活動拠点 
	総合福祉館運営事業 【指定管理】 39,030	39,030 (39,030)	宮崎市田野総合福祉館の管理運営 高齢者・障がい者等の福祉の増進とボランティア活動の推進、さらには地域住民の健康増進を図ることを目的に各種関係事業を実施するほか、トレーニング機器、浴場施設を十分に活かし、年齢性別を問わず全ての地域住民が集える交流の場を目的とした健康福祉の拠点施設として管理運営を行う。 ・各種講座、研修会等の実施 ・浴室の管理運営 ・会議室等の貸出 ・巡回バス利用者への活動場所の提供 ・各種ボランティアの活動拠点 
	総合福祉センター 運営事業 【指定管理】 33,191	33,191 (33,191)	宮崎市清武総合福祉センターの管理運営 施設を広く住民に開放し、高齢者・障がい者等の福祉の推進をはじめ、地域福祉活動の推進や健康保持・増進の支援を目的に施設の管理運営を行う。 ・各種講座・研修会等の実施 ・浴室の管理運営 ・会議室等の貸出 ・巡回バス利用者への活動場所の提供 ・各種ボランティアの活動拠点 

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
施設管理運営事業 8,931 (12,283)	社心身障 会館障 運営が 営い者 業福 【市補助】 6,517	8,611 (11,963)	宮崎市心身障がい者福祉会館の管理運営 心身障がい者の方の福祉増進や各種障がい児者福祉団体や地域福祉推進のための拠点を確保することを目的に施設の管理運営を行う。 ・使用団体 9 団体 ・会議室、ボランティア室、調理実習室の貸し出し 
	運社会福 営社祉 事福 業社 セ ン タ ー	320 (320)	佐土原社会福祉センターの管理運営 児童や高齢者等広く市民を対象とした地域福祉事業を推進する活動拠点として施設の管理運営を行う。 
地域包括支援センター事業 220,874 (217,485)	地 域 支 援 包 括 セ ン タ ー 事 業 【市受託】 186,755	220,874 (217,485)	地域包括支援センター事業（大淀、佐土原、田野、高岡、清武） 地域の高齢者等の総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント介護予防ケアマネジメント、権利擁護等に取り組む。 (1) 総合相談事業 ・住民及び関係機関等からの相談対応 ・センターの役割の周知 ・地域の支援者との連携強化 ・地域の高齢者の状況等の把握 (2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業 ・民生委員・児童委員、地区社協、自治会等との連携強化 ・地域の介護支援専門員の後方支援 ・医療介護福祉関係機関や行政等、多職種との連携・協働 (3) 介護予防ケアマネジメント事業 ○一般介護予防事業の推進 ・介護予防の普及・啓発 ・生活支援コーディネーター等との連携 ○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・介護予防ケアプランの作成等 ・介護予防・生活支援サービス事業の利用支援 ○自立支援型地域ケア会議への参加  

サービス区分	事業名	事業費(予算) (前年度当初)	事業計画・内容及び説明事項
地域 支援 センター 事業	地域 支援 センター 事業		(4) 権利擁護事業 ・ 認知症高齢者やその家族の支援 ・ 高齢者虐待や消費者被害の早期発見、早期対応 ・ 高齢者や関係者への悪徳商法等の情報提供 ・ 成年後見制度の周知及び利用支援 ・ 市地域包括ケア推進課等関係機関との連携 
認定 調査 事業	認定 調査 事業	195,299 (178,846)	<u>介護認定調査事業</u> 介護支援専門員等の資格をもつ調査員が、介護保険法に基づき、要介護度の認定のため対象者の自宅や入所施設等を訪問し、身体機能の状況や認知症の程度などの調査を行う。 ・ 訪問による介護認定調査 ・ 関係機関からの情報収集 ・ 調査票の記入及び提出 ・ 認定審査会への説明 ・ 調査予定件数 12,600件（年間） 
195,299 (178,846)	【市受託】 195,035		
権利 擁護 事業	成 年 後 見 事業	17,745 (15,510)	<u>成年後見推進事業</u> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、法人として後見人等になることにより、被後見人等の財産管理及び身上保護を行い、その権利を擁護する。 ・ 利用者のQOL向上を重視した後見業務の推進 ・ 法人後見業務の円滑な運営 ・ 法人後見支援員の活動支援 ・ 権利擁護センターみやざき運営委員会の開催 ・ 行政や家庭裁判所との連携強化 ・ 市民後見人（個人受任）に係る関係機関との協議 
17,745 (15,510)	【市補助】 7,000		